

森林地域の縮小に係る土地利用基本計画（計画図）の変更に係る今後の取扱いについて

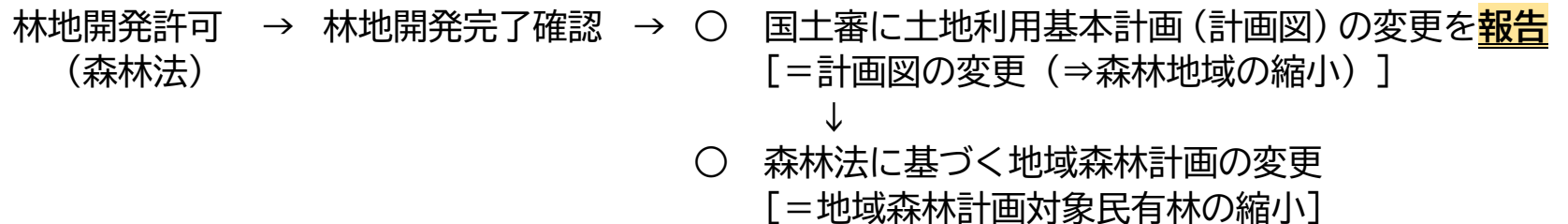
1 現在の森林地域の縮小にかかる計画図変更の取扱い

- 第71回神奈川県国土利用計画審議会（平成27年2月4日開催）において決定している。

（国土審の運営）

- 土地利用基本計画／計画図のうち、森林地域の縮小については、制度上、林地開発後の事後的な変更となるため、都市地域や農業地域等の拡大、縮小等における場合と異なり、国土審における議論の余地が少ない。
- そのため、森林地域の縮小案件については、**個別に国土審の意見を聴くことなく、事前に国土審に報告のみを行ったうえで計画図の変更をする。**

【参考】森林地域の縮小に係る計画図の変更フロー



2 第72回以降の森林地域の縮小に係る報告の状況

○ 審議会開催時に他の審議事項とともに、報告案件として、森林地域の縮小を報告している。

※ 令和4年1月開催の第80回国土審は森林地域の縮小に係る報告のみを議題として開催した。

	審議会開催回（開催日）	森林地域の縮小以外の議題の有無	森林地域の縮小以外の議題等
1	第72回（H28. 1. 26）	有	諮問1件：土地利用基本計画／計画図の変更 報告2件
2	第75回（H29. 2. 1）	有	諮問2件：土地利用基本計画／計画書の改定案 土地利用基本計画／計画図の変更
3	第76回（H30. 2. 1）	有	諮問1件：土地利用基本計画／計画図の変更 報告2件
4	第77回（H31. 1. 30）	有	諮問1件：土地利用基本計画／計画図の変更 報告1件
5	第78回（R2. 1. 27）	有	諮問1件：土地利用基本計画／計画図の変更
6	第79回（R3. 1. 12～3. 12） ※新型コロナ対策として書面開催	有	諮問1件：土地利用基本計画／計画図の変更
7	第80回（R4. 1. 11～2. 16） ※新型コロナ対策として書面開催	無	※ 書面開催、かつ議題が報告事項のみではあるが、 全委員に意見書の提出をお願いした。
<p>【参考】第80回国土審で報告した森林地域の縮小案件の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横須賀市が運営する廃棄物処理施設への「連絡道路」の部分について、林地開発の完了を確認したことから、当該部分に係る森林地域の縮小（1 ha）を行うこととする報告を行った。 ※ 廃棄物処理施設の「本体部分（ごみを焼却処分する施設、持ち込まれたごみの重量を測る計量所、駐車所、通路）」も森林地域であったが、当該部分は、先に林地開発の完了を確認しており、第79回国土審で森林地域の縮小（4 ha）を報告している。 			

3 課題と今後の対応案

- 土地利用基本計画（計画図）の森林地域の縮小に係る報告のみを議題として、国土審を開催する場合、次のような課題が考えられることから、今後の取扱いについては対応案のとおりとしたい。

	課題	対応（案）
開催方法	○ 制度上、議論の余地が少なく、 <u>報告のみ</u> を行うために、各委員の日程を確保させていただき、会議を開催することは委員の負担が大きい。	○ 審議会は、 <u>書面開催</u> とする。
報告方法	<p>[<u>書面開催</u>とする場合の対応]</p> <p>○ 第80回の際には、各委員に対して、意見書の提出を求めたが、そのための連絡調整等に時間を要し、委員・事務局双方に負担が大きい。</p> <p>○ 林地開発は完了しているため、意見書により実質的な意見を示す余地が少ない。</p> <p>※ 林地開発行為は、森林法に基づき個別に許可を受けて行われる。最終的に森林地域から縮小される範囲や規模が確定するのは、林地開発行為を完了した後となる。</p>	<p>○ 審議会を<u>書面開催</u>とし、各委員への<u>審議会資料の送付をもって審議会への報告とする。</u></p> <p>○ <u>各委員の意見はいただかない。</u></p> <p>[理由] 第71回国土審において、<u>個別に国土審の意見を聴くことなく、計画図の変更を行うことができることを決定</u>している。</p> <p>⇒ なお、各委員の意見をいただかないため、<u>委員報酬は発生しない扱いになる。</u></p>